

保育所（園）・認定こども園 その他保育施設に関する Q&A

Q1：子どもを預かってもらえるところはどこですか？

A：真岡市では「保育所（園）」、「認定こども園」、「小規模保育施設」、「家庭的保育施設」、「認可外保育施設」で保育を行っています。

Q2：保育所（園）と幼稚園はどう違うのですか？

A：保育所（園）は、就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する 児童福祉施設で、申込み後に審査をして入所の選考を行います。

幼稚園は、小学校入学前のお子様の 教育施設で、就労状況等に関わらず申込みできます。その他、受け入れ可能なお子様の年齢や利用時間にも違いがあります。

	受け入れ可能な年齢	利用時間
保育所(保育施設)	0～5歳	朝から夕方まで
幼稚園(教育施設)	3～5歳	朝から昼すぎまで

Q3：認定こども園ってなんですか？

A：認定こども園とは、いままでの幼稚園としての経験を生かし 教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所（園）の両方の良さをあわせ持っています。また、地域の子育て支援も行い、保護者の就労状況が変わった場合でも教育認定・保育認定を変更することで、通いなれた園を継続して利用することが可能です。また、保育認定の利用者は、夏休みや冬休み等の長期間のお休みは原則ありません。年末年始については各保育施設に直接お問い合わせください。

Q4：小規模保育施設ってなんですか？

A：小規模保育施設とは、定員6～19名の0～2歳児を対象とした認可保育施設です。

Q5：家庭的保育施設ってなんですか？

A：家庭的保育施設とは、定員3名の0～2歳児を対象とした家庭に近い雰囲気のある認可保育施設です。

Q6：公立の保育所と私立の保育園はどう違うのですか？

A：どちらも認可保育施設であり、保育内容も保育料も基本的には同じです。ただし、保育内容については、私立保育園は、独自の保育方針が反映される傾向にあるようです。また、保育料のほかにかかる費用等については保育施設によって異なります。

Q7：保育所（園）、認定こども園、小規模保育施設を見学したいのですが。

A：事前に各保育施設にお問い合わせの上、見学日を調整してください。

Q8：認定こども園、小規模保育施設、家庭的保育施設に申込みたいのですが。

A：入所の申し込みは、直接、各保育施設へ申請してください。申請受付時期は各保育施設により異なります。詳しくは各保育施設へ直接お問い合わせください。

Q9：市外の保育施設（保育所（園）、認定こども園等）に申し込みたいのですが。

A：市外の保育施設を利用するには、その市町村の保育施設を利用する理由（就労先がある、転出予定である等）が必要です。転出予定の場合、転出することが証明できる書類（家の契約書等）もあわせてご提出ください。

お申し込みの際は、真岡市保育課へお早めにご相談ください。締切日は保育施設のある市町村により異なります。

Q10：申し込みには何が必要ですか？

- A：1）施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼施設利用申込書
2）保育所入所申込調書
3）家族全員のマイナンバーカード（個人番号通知カード）
4）申請者の身分証明書（運転免許証、パスポート等の写真付のもの）
5）利用者負担金（保育料）の滞納に係る児童手当現金支給承諾書
（0～2歳児のみ）
6）施設利用に関する確認書
7）保護者等の状況を証明する書類（就労証明書等）

必要書類は保育課窓口でお渡し致します。また、真岡市のホームページからダウンロードできます。

Q11：正社員じゃないと申し込みできないのですか？

A：正社員以外（臨時職員やパート・アルバイト等）の方でも申し込むことができます。ただし、支給認定区分により預けられる時間が異なります。

Q12：現在、妊娠中です。出産前から申し込みはできますか？

A：公立・私立の保育所（園）では、次年度中に職場復帰予定、または就労予定の方に限り申し込み可能です。ただし、10～11月に行われる一斉申込みの時期のみの受付となります。その他認定こども園、小規模保育施設、家庭的保育施設に関しては、各保育施設に直接お問い合わせください。

Q13：求職中でも申し込みできますか？

A：「求職活動」をしている人は、保育を必要とする事由にあたりますので、入所の申し込みができます。ただし、入所後3か月以内に就労されない場合は、退所等の措置をとらせていただきます。

Q14：就労以外にどのような理由で保育施設を利用できますか？

A：病気や障がい、介護や看護、就学、妊娠出産等の理由でも保育施設を利用することが出来ます。その際、診断書や在学証明書等が必要となります。また、理由により保育認定を受ける期間や時間が異なります。

保育認定の事由（期間有）	保育標準時間	保育短時間
就労	就労時間が1か月あたり 120時間以上	就労時間が1か月あたり 64時間以上120時間未満
求職活動（3か月）		○
育児休暇取得時の継続利用		○
妊娠・出産（3か月）	○	
災害復旧	○	
虐待・DV	○	
就学	「就労」に準じる	
保護者の疾病・看護	証明書・診断書・状況等によって判断	
同居親族の介護・看護	証明書・診断書・状況等によって判断	

Q15：保育所（園）では生後何か月から子どもを預かってもらえますか？

A：保育施設によって異なりますが、おおよそ生後8週経過後の翌月からお預かりできます。

Q16：利用の申し込みは先着順ですか？

A：いいえ。利用の決定は先着順ではありません。締切日までにいただいた書類を同じ条件で審査し、保育の必要性の高い世帯から措置しています。

Q17：就労証明書は、会社を書いてもらうものなのですか？

A：就労先で、就労状況について証明を受けてください。

Q18：自営業の場合、就労証明書はどうすればよいですか？

A：自営の場合、「自営申立書」を自営主自ら記入・証明してください。農業の場合も同様に、「農業従事者証明書」により証明してください。

Q19：保育所（園）に入れるかどうかは何を基準に決めているのですか？

A：申請書類や聞き取り等をもとに審査し、保育の必要性の高い世帯から措置しています。保育の必要性は、就労状況や世帯状況等により決定されます。

Q20：どの保育所（園）をいくつ希望するかで、入所の審査に関わることはありますか？

A：保育所（園）は第3希望まで申請できますが、いくつ希望しても審査上の有利・不利には影響しません。

Q21：転園はできますか？

A：一度措置された保育所（園）を変更することはできません。

Q22：ならし保育(入所直後の短時間保育)は行っていますか？

A：原則、行っております。お子様の状況が優先されるため、保育施設と保護者の相談の上、期間や一日あたりの保育時間を決定します。

Q23：児童に食物アレルギーがある場合、除去食などの対応はしてもらえますか？

A：保育所（園）には調理室があり、調理員が給食とおやつを提供しており、食物アレルギーについてもおおむね対応しています。ただし、原因となる食材が不特定である場合や多種類にわたる場合などは、対応困難な場合があります。

Q24：保育短時間と保育標準時間の違いは？また認定の基準は？

A：保育認定を行う場合、保護者の就労状況等により【保育の必要量の認定】を行います。

- 「保育短時間認定」⇒1日に最大8時間、保育施設・事業を利用可能
(認定基準：就労時間が1か月あたり64時間以上120時間未満 等)
- 「保育標準時間認定」⇒1日に最大11時間、保育施設・事業を利用可能
(認定基準：就労時間が1か月あたり120時間以上 等)

Q25：施設型給付費・地域型保育給付費支給認定（1号、2号、3号認定）って何ですか？

A：施設型給付費・地域型保育給付費における支給認定は次のとおりです。

支給認定区分	内容	利用先
1号(教育)認定	満3歳以上で教育を希望	認定こども園、幼稚園
2号(保育)認定	満3歳以上の保育の必要性のある児童で保育を希望	保育所（園）、認定こども園
3号(保育)認定	満3歳未満の保育の必要性のある児童で保育を希望	保育所（園）、認定こども園、特定地域型保育施設

Q26：年度途中で1号(教育認定)から2号(保育認定)、もしくは2号から1号に変更することは可能ですか？

A：可能です。在園する認定こども園に相談の上、変更申請書等を園にご提出ください。変更申請書は在園する認定こども園、または保育課にてお渡しします。

Q27：現在、保育短時間で預けています。年度の途中でも標準時間に変更できますか？

A：年度途中でも変更できます。その際、変更届と変更が必要な理由の証明(就労証明書等)を提出していただきます。提出先は、保育所（園）をご利用の場合は保育課、認定こども園や小規模保育施設や家庭的保育施設をご利用の場合は在園する施設に提出してください。

変更申請書は在園する保育施設、または保育課にてお渡しします。

Q28：求職活動中および就労時間が1か月あたり64～120時間のため短時間認定で在園していますが勤務時間が120時間以上に変更となったため就労日、就労時間変更日から標準時間で利用することはできますか？

A：認定区分の切り替えは支給認定申込書提出月の翌月となります。

認定を変更する必要がある場合は変更希望月の前月末までに支給認定申込書にその旨を記載のうえ、就労証明書とともにご提出ください。

(例) 4月2日に変更手続きを行った場合

⇒5月1日から認定区分が変更となります。

Q29：就労形態や就労先が変更になりました。手続きは必要ですか？

A：就労状況が申告した内容から変更があった場合は、変更の手続きが必要です。
新たな就労証明書を就労先に記入してもらい、保育所（園）をご利用の場合は保育課、認定こども園や小規模保育施設や家庭的保育施設をご利用の場合は在園する施設にご提出ください。就労証明書の様式は在園する保育施設、または保育課でお渡しします。また、真岡市のホームページでもダウンロードできます。

Q30：仕事を辞めてしまいました。保育所（園）はいつまで利用できますか？

A：原則として、退職した当月末で保育施設を退所することになります。
求職活動等により、引き続き入所を希望する場合、保育認定短時間に変更の手続きをしてください。退職月から3か月以内に就労を開始し、新たな就労先の就労証明書を保育課に提出してください。3か月以内に就労されない場合は、退所となります。

Q31：第2子以降を出産することになりました。継続して通園できますか？

A：妊娠・出産を理由に継続入所できます。また、育児休業時の継続利用も認められます。

Q32：保育所（園）、認定こども園、小規模保育施設、家庭的保育施設を辞めたいのですが。

A：在園の施設、または保育課にある「退所届」をご提出ください。
提出先は、保育所（園）をご利用の場合は保育課、認定こども園や小規模保育施設、家庭的保育施設をご利用の場合は、在園する施設にご提出ください。

Q33：「認可保育施設」と「認可外保育施設」はどう違うのですか？

A：「認可保育施設」は“保育を必要とする児童”の保育を目的とした施設です。
保育士数や児童一人当たりの保育面積等、児童福祉法の基準を満たす運営が求められます。
「認可外保育施設」は、指導監督基準に基づき保育を行う民間の育児サービス施設です。

Q34：「認可外保育施設」の保育内容や保育料はどうなりますか？

A：保育内容や保育にかかる費用等については直接、実施施設へお問い合わせください。